

# 代表質問



安心で安定した農業施策を

農業政策は、戸別所得補償制度により大きく変化し、現場では戸惑いと不安の声が聞かれる。以下の点について問う。



喬本 恒夫 議員

高斯グラフ

アラブ

**答** 全国市長会において、戸別所得補償制度の本格実施にあたり、制度内容の周知徹底、地域裁量権の確保、適正な助成単価や対象作物の設定等、十分な予算の確保を要望しております。

市内の戸別所得補償制度の加入状況は、7月末現在3千293件で、3千39haです。

公共交通対策について  
市内の交通整備は遅々として進んでいない。国・県等との要望状況を問う。

**答** 売れる米づくりをして、今後も環境こだわり米の生産拡大を推進してまいります。

**問** 米粉用米の生産対策は。

**答** 米粉用米は、新規需要米として本年度と同様の交付金単価が目込まれることから生産拡大を推進します。

**問** 2009年度新規就農者は全国で66、820人だが、市内の状況と取組みは。

**答** 平成18年度以降新規就農者は14名、うち平成21年度は3名となっております。今後においても、関係機関と連携して相談窓口を充実します。

- ・市内各駅のバリアーリー（近江高島駅のエレベーターは病院開業に間に合うのか・運行ダイヤの充実（特に近江今津以北）

てあります。4月実施に向け全力で取組んでまいります。

・ 北小松拡幅  
・ 湖北バイパス  
・ 安曇川地域の高架実現

答 161号バイパス 北小松拡幅・湖北バイパスは、更なる事業継続と工事着手に向け要望活動が必要と考えます。安曇川地域の高架については、国に直接要望書を手渡す等、高島地域での全線高規格化に向け要望活動に取り組んでまいります。

問 コミュニティバス 運行路線の見直し時期を延期した理由を問う。

答 バス交通の見直し延期は、ダイヤ編成など細部の調整に時間を要し、大変ご迷惑をお

總務常任委員會

明英宮内長嶽

◆高島市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例案ほか3件を審査

委員長 森脇 衆

置および管理に関する条例の一部を改正する条例案」は、安曇川駅前の市営駐車場の一部を月極駐車場に改修し、月額4,000円で一般

成22年11月12日

今期定例会におきまして、当委員会が付託を受けました議案7件の審査を行っため、9月1日午前10時より総務常任委員会を開催しましたので、その結果をご報告いたします。

議決案件として、①平成22年度から平成27年度までの高島市（旧朽木村の区域）過疎地域自立促進計画を定めること、②公の施設である高島市働く女性の家（今津町）の指定管理者の指定、③高島市税条例の一部（扶養控除の見直しやたばこ税率、市県民税及び固定資産税の納期前納付に対する報奨金など）を改正する条例、④高島市民健康保険税条例の一部を改正する条例、⑤高島市手数料徴収条例の一部（危険物の取扱いに係る

承認の申請に対する審査等手数料）を改正する条例、⑥高島市火災予防条例の一部を改正する条例、⑦高島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の計7件でありました。

それぞれ変更しようとする計画および条例などの内容等について、審査をいたしました。過疎地域自立促進計画については、委員から本計画で実施できる事業については活用を検討することについての発言がありました。また、税条例の一部を改正する条例については、市民に対してしっかり広報を行うことについての発言もありました。

これら付託の7議案はいずれも全員賛成で「可決すべきもの」と決しました。

当委員会は、9月定期会開会日の8月31日に「高島市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する条例案、「高島市駐車場の設置および管理に関する条例」の一部を改正する条例案、「高島市森林公園くつきの森の設置および管理に関する条例案」、「高島市水道事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例」の一部を改正する条例案」の4件の条例の審査を付託され、9月2日と21日の両日その審査を実施しました。

集車による受け入れと異なり、受け入れに人件費等の経費が余分に必要となっていることから、平成23年4月以降環境センターに直接搬入される場合、10kgにつき100円の手数料を負担いただくための条例改正等が提出され、原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

に貸し出すためと、今津駅前の月極の市営駐車場の料金を5,000円から4,000円に変更するため条例を改正するのですが、今後の駅前駐車場の整備計画の未整備や一時預かりの駐車場が確保されていないなどの問題が解消されないことがありますから、この条例案は閉会後も継続して審査することとなりました。駅前の市営駐車場の整理方をこれから多面的に検討し、適正な判断をしたいと考えています。

原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

「高島市水道事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例案の一部を改正する条例案は、水道事業に勤務する企業職員に対して支給される住居手当のつかみ職員の持ち家住宅にかかる支給の廃止と企業職員が部分休業および介護休暇の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額について一般職員と同様の改正を行うための条例ですが、原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。いすれの条例についても担当部局から改正についてその理由を聞き、資料の提示も受け、疑惑のある点について質疑を重ねたうえでの委員会の審査結果です。